

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年九月二十二日

指令川建セ第〇三〇〇五二号

二 検査済証番号

令和四年十月十四日

川建セ第〇四〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千三百五十三番一、千五百三十番二、千五百三十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲一丁目四番十六号

東京建物株式会社 ロジステイクス事業部長 川添 有一